

公有水面埋立法の概要

国土交通省
水管理・国土保全局 港湾局
令和8年9月

法の概要

適正な国土利用や環境保全等の確保の観点から、公有水面（国が所有する海・河・湖等）に新たな土地を造成しようとする者（国・自治体・民間事業者）は、免許権者（都道府県知事等）の免許を得ることとし、埋立工事の完成後、埋立竣功認可の告示をもって、埋立てを行った者に埋立地の所有権を与えること等について定めた手続法（大正10年制定）

埋立手続の概要

- 埋立願書を出願する者： 「出願人」（造船事業者等）
- 埋立願書の審査や免許を行う者： 「免許権者」（都道府県知事又は港湾管理者）

①出願（法第2条）

→ 出願人が埋立願書等（法第2条第2項・3項）を免許権者に提出

②審査（法第4条）

→ 免許基準（法第4条第1項第1号～6号）に適合しているか等を審査

→ 加えて、埋立区域に権利を有する者との調整状況も確認（法第4条第3項）

③告示・縦覧等（法第3条）

→ 免許権者は出願内容を告示・縦覧に供し、利害関係者から意見書を受付

→ また、地元市町村長その他関係行政機関への意見聴取を実施

④免許の付与（法第2条）

→ 免許基準や埋立区域に権利を有する者との調整状況を確認の上、埋立免許を付与

※埋立面積が大きい場合や埋立てを行う港の特性等によっては、免許の付与に先立ち、国土交通大臣の認可や環境大臣への意見聴取が必要となる

公有水面埋立法に基づく「出願から免許」までの手続き

